平成２０年（フ）第９５号
栃木県那須塩原市井口1182番地
破産者　株式会社本田建設
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７号
神奈川県南足柄市和田河原286番地
破産者　株式会社湘南住創
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第１０２号
福岡県大川市大字中八院783番地
破産者　株式会社ツムラ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２０年（フ）第１２４２号
最後の住所東京都町田市鶴間544医療法人社団芙蓉会ふよう病院内、最後の住民票上の住所茨城県日立市大みか町６丁目６番10号
破産者　被相続人亡宇佐美哲司相続財産
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１３６２号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―５―203
破産者　下田　信之
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１８年（フ）第３４７号
滋賀県長浜市森町395番、商業登記簿上の本店滋賀県長浜市三ツ矢元町６番19号
破産者　株式会社材尚
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６８７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南２丁目１番10号
破産者　亡山本由浩相続財産
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２１２３号
福岡市西区下山門１丁目26番17号
破産者　株式会社たま井
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１２８３号
熊本市江津１丁目４番１号
破産者　株式会社大宣
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１４７号
大分市中央町２丁目７番19号
破産者　株式会社丸三
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１０９号
福岡県柳川市中町１番地
破産者　オクイスポーツこと　奥井　諄吉
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
福島県白河市東蕪内字駒橋25番地
破産者　大谷　昭男
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１０３９号
堺市中区伏尾27番地33
破産者　井村　忠伯
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３７７号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番26―305号、前住所堺市東区草尾760番地６
破産者　目代　哲男
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３０号
北海道江別市東野幌町14番地の14　ロアール東野幌Ⅱ201号、開始決定時の住所北海道江別市高砂町36番地の４　アメニティロイヤルＡ棟101号室
破産者　佐々木千代子（旧姓佐倉田）
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０７号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート３棟103号、開始決定時の住所横浜市泉区上飯田町1985番地
破産者　岸野　　中
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１０号
横浜市神奈川区三ツ沢東町５番25号　グループホーム今人
破産者　風間　寛一
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４５８号
静岡県沼津市三園町５番７号―１
破産者　齋藤　元男
1　決定年月日　平成21年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係